

市民農園利用状況

(平成29年12月調査)

		利用期間	利用料の支払い方法	年度途中で辞退した場合	引継ぐ利用者の納入
1	西東京市	23ヶ月	2年分を当初に納付	月割りで返金	月割り金額で納入
2	東久留米市	33ヶ月	毎年度支払い	返金しない	月割り金額で納入
3	東村山市	24ヶ月	毎年度支払い	返金しない	月割り金額で納入
4	清瀬市	35ヶ月	毎年度支払い	月割りで返金	月割り金額で納入
5	小平市	24ヶ月	毎年度支払い	返金しない	月割り金額で納入
6	武蔵野市	22ヶ月	毎年度支払い	返金しない	月割り金額で納入
7	三鷹市	22ヶ月	毎年度支払い(委託業者が2年目利用状況をみて、利用していれば督促状を送る)	高齢者区画は返金しない(4,000円と安いいため)、一般は月割りで返金	月割り金額で納入
8	東大和市	2年(1回更新あり、最長4年まで)	毎年度支払い	返金しない	月割り金額で納入
9	小金井市	24ヶ月	毎年度支払い	返金しない	月割り金額で納入
10	町田市	2年11ヶ月	毎年度支払い	基本は返金しない(引越し・病気等理由により月割りで返金)	月割り金額で納入
11	調布市	2年11ヶ月	毎年度支払い(15㎡@500円、21㎡@700円)	月割りで返金	月割り金額で納入
12	昭島市	22ヶ月	毎年度支払い	返金しない	月割り金額で納入
13	府中市	22ヶ月	毎年度支払い	返金しない	月割り金額で納入
14	立川市	23ヶ月	2年分を当初に納付	基本は返金しない、引越し・病気等理由により月割りで返金(要綱に記載)	月割り金額で納入
15	八王子市	22ヶ月	毎年度支払い	返金しない	4月から5月5,000円、6月から9月2,500円、10月以降1,000円
16	青梅市	33ヶ月	1・2年目3,300円、3年目2,400円	返金しない	月割り金額で納入
17	日野市	22ヶ月	毎年度支払い	返金しない	月割り金額で納入
18	国分寺市	22ヶ月	@400×22ヶ月を一括納付	基本は返金しない(引越し・病気等理由により月割りで返金)	@400×残りの利用期間
19	国立市	2年(高齢者レジャー農園)	無料		
20	福生市	24ヶ月	2年分を当初に納付(契約書記載)	返金しない	残り13ヶ月をきったら1,000円、6ヶ月をきったら貸し出しはしない
21	狛江市	24ヶ月	毎年度支払い	基本は返金しない、引越し等の場合は月割りで返金	月割り金額で納入
22	武蔵村山市	24ヶ月	高齢者対象のため無料		
23	多摩市	35ヶ月	毎年度支払い	返金しない	月割り金額で納入
24	稲城市	24ヶ月(ファミリー農園)	毎年度支払い	返金しない(規約に記載)	月割り金額で納入
25	羽村市	23ヶ月	23ヶ月で4,000円なので一括納付	返金しない	途中利用の手続きをしてから、23ヶ月利用できる
26	あきるの市	36ヶ月	毎年度支払い(7,200円)	返金しない	月割り(@600円)金額で納入